

特別栽培米

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節 減 対 象 農 薬	:	当地比5割減
化学肥料（窒素成分）	:	当地比5割減
栽 培 責 任 者	:	J A 京都にのくに特別栽培米生産部会協議会
住 所	:	京都府綾部市宮代町前田20（協議会事務局）
連 絡 先	:	0773-42-1814（協議会事務局）
確 認 責 任 者	:	京都丹の国農業協同組合 営農經濟部
住 所	:	京都府綾部市宮代町前田20
連 絡 先	:	0773-42-1814

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用 途	回数				
		A	B	C	D	E
シアントラニリプロール	殺 虫	1回	1回	1回	1回	1回
トルプロカルブ	殺 菌	1回	1回	1回	1回	1回
シメコナゾール	殺 菌	1回				
フェンキノトリオン	除 草	1回	1回	1回	1回	1回
フェントラザミド	除 草	1回	1回	1回	1回	1回
トリアファモン	除 草		1回			
シハロホップブチル	除 草	1回	1回	1回	1回	1回
ベンタゾン	除 草	1回	1回	1回	1回	1回
フロルピラウキシフェンベンジル	除 草				1回	
ACN	除 草			1回		
メトミノストロビン	殺 菌	1回	1回	1回	1回	1回
ジノテフラン	殺 虫	1回	1回	1回	1回	1回
エチプロール	殺 虫					1回
総使用回数		9回	9回	9回	9回	9回

※使用された農薬の異なる上記5種類の米が混合しています。